

# 電力への課税方式 一部見直し減税へ

## 政府・与党決定 年200億円弱

政府・与党は11日、企業が都道府県に納める法人事業税のうち、電力会社に適用してきた税負担が大きく、一部、見直すことを決めた。年200億円弱の減税になる見通し。電力会社と同じ課税方式のガス会社については、今回は見直さず、来年以降に検討する。

電力会社はかつて、地域独占やコストをすべて電気料金で回収できる総括原価方式などで経営が守られてきた。そのため、売上高から費用などを差し引いた後の「所得」ではなく、売上高すべてに対して課税し、他の業界よりも重い税負担となる方式をとってきた。今回の改正では、電力業界で自由化が進んだことなどを理由に、発電や小売り事業で課税方式を一部見直す。まず、従来の売上高にかける税率を1・3%から1・05%に約2割下げる。そ

の上で、大企業では損益や資本金の額などに応じて、中小企業には所得に応じて課税する部分を加える。送電事業には現在の課税方式を維持する。

一方、調整が続いていた次世代通信規格「5G」の設備投資を促進するための税額控除の率は、15%とすることが正式に決まった。

自民・公明両党は11日までに来年度の税制改正をめぐる議論をほぼ終えた。12日にそれぞれの党内手続きを経て与党税制協議会を開き、与党税制改正大綱を正式決定する。